

保 総 第 1 7 9 4 号
平成 3 0 年 2 月 1 6 日

各関係団体の長 様

保 健 福 祉 部 長

叙勲・褒章に係る候補者の推薦について

国の叙勲・褒章については、例年、春と秋の2回、候補者の推薦をいただいているところですが、近年「推薦される候補者数が少ない」あるいは「推薦される候補者が一部の地域や職種（団体）に偏っている」といった状況が見受けられます。

貴職におかれては、幅広い分野において候補者が積極的に推薦されるよう、市町村や関係団体等と密接に連携を図りながら、候補者の掘り起こしや、関係機関への働きかけなどに努めていただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、次回、平成31年春の叙勲・褒章に係る候補者推薦依頼については、本年5月中旬頃を予定しておりますことを申し添えます。

記

<参考資料>

北海道保健福祉部所管の叙勲及び褒章の概要

叙勲・褒章推薦基準（保健医療分野・福祉分野）

総務課総括グループ
担当：中西
内線：25-112

北海道保健福祉部所管の叙勲及び褒章の概要

第1 叙勲及び褒章の概要

1 春秋叙勲（一類・二類）

国家又は公共に対し功労のある者を広く対象として、昭和39年から実施されており毎年春（4月29日の昭和の日）と秋（11月3日の文化の日）の2回発令されている。

2 高齢者叙勲

春秋叙勲で叙勲されていない功労者のうち、88歳になった者を春秋叙勲とは別に叙勲するものである。

3 叙位・特別（死亡）叙勲

特別（死亡）叙勲は、国家又は公共に対し功労のあった者が死亡した場合に、その功績に鑑み、春秋叙勲とは別に授与されるものである。

叙位は、国家又は公共に対し功労のあった者が死亡した場合に、位に叙されるものである。（戦後、生存者に対しては停止され、死亡者にのみ運用されている。）

4 褒章（緑綬、藍綬、黄綬）

昭和53年春以降、毎年春は4月29日、秋は11月3日に発令日を統一し、春秋の褒章として実施されている。

緑綬褒章は、自ら進んで社会に奉仕する活動に従事し顕著な実績のある個人及び団体に授与されるものである。

藍綬褒章は、公衆の利益を興した者又は公同の事務に尽力した者に授与されるものである。

黄綬褒章は、業務に精励して衆民の模範である者に授与されるものである。

遺族追章は、褒章を表彰されるべき者が死亡した場合に、遺族に対して授与されるものである。

第2 推薦基準

1 春秋叙勲関係候補者

(1) 「叙勲推薦基準」（別紙）に該当する者とする。

なお、一類の候補者は、発令日現在70歳以上の者とし、二類の候補者は、発令日現在55歳以上の者とする。

(2) 再叙勲

春秋叙勲及び平成15年以降の危険業務従事者叙勲により既に叙勲されている者に対する叙勲については、その後の経過年数が7年以上で、上位の役職に就任する等の抜群の功績を挙げ、原則として中綬章以上に擬叙される者に限る。

(3) 褒章受章者の叙勲

褒章受章者（紅綬、紺綬褒章受賞者を除く。）については、病気等特別の事情がある場合を除き、褒章受章後少なくとも5年以上経過しなければ叙勲の対象としないこととされている。

2 高齢者叙勲関係候補者

「叙勲推薦基準」に該当する功労を有し、未だ叙勲されていない功労者のうち、発令日（毎月1日）までに88歳になる者が対象とされている。

3 叙位・特別（死亡）叙勲関係候補者

(1) 叙位

国家公共に対して功労のあった者については、先例により位を叙されるが、次のいずれかに該当する者とし、年齢の制限はない。

ア 春秋叙勲、高齢者叙勲等において、双光章以上に叙されている者

イ 刑罰又は行政処分を受けて一定期間経過していない場合（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む。）

ウ 公正取引委員会による調査を受けてその処分が未定な場合、審理が係属中である場合、審決等を受けて一定期間経過していない場合

エ 公害、人身事故等の問題が存し、補償その他の措置が終了していない場合

(2) 候補者の親族又は候補者の指揮監督下にある者が、候補者又はその関係する法人等のために行った行為に関し、警察官等による取り調べを受けている場合、刑事訴訟が係属中である場合又は刑罰を受けて一定期間経過していない場合

(3) 候補者自身が破産し、又は候補者の経営する法人等が倒産した場合

(4) その他栄典を授与するにふさわしくない行為があった場合

6 在職期間の計算

叙勲・褒章候補者の在職期間は、次により半月単位で計算すること。

なお、現職の場合は、推薦対象の発令日をもって在職期間の終期とみなし、期間の計算をすること。

月の15日以前に就職した者は1日に、月の16日以降に就職した者は16日にそれぞれ就職したものとみなし、また、月の15日以前に離職した者は15日に、月の16日以降に離職した者は末日にそれぞれ離職したものとみなす。

- 〈例〉 自 平成6年1月1日
至 平成7年1月29日→在職期間1年1月
自 平成6年1月8日
至 平成7年1月6日→在職期間1年0月半
自 平成6年1月16日
至 平成7年1月15日→在職期間1年0月
自 昭和54年7月25日
至 平成3年4月17日→在職期間11年9月半

第3 発令

発令日は、次のとおりである。

なお、候補者に関して叙勲するには不適当な事情が認められた場合は発令されないことがある。

1 春秋叙勲

春は4月29日（「昭和の日」）、秋は11月3日（「文化の日」）

2 高齢者叙勲

88歳に達した翌月の1日（誕生日が1日の場合は当月の1日）

3 叙位・特別（死亡）叙勲

受章者の死亡した日（死亡した日にさかのぼって発令される。）

4 褒章（緑綬、藍綬、黄綬）

春は4月29日（「昭和の日」）、秋は11月3日（「文化の日」）、遺族追賞は閣議決定の日

第4 伝達

1 春秋叙勲

発令日後において次の方法で伝達され、いずれも伝達式終了後宮中において配偶者同伴で拝謁することとなる。

叙勲（一類）推薦基準（保健医療分野）

対象	保健衛生その他の領域において格段の功績があった者で、別表1に掲げる基準に該当する者 (注) 1 公務員歴のみを有する者については、功績が抜群の者に限ること。 2 厚生労働大臣又は知事表彰制度がある分野については、原則として当該分野において表彰を受けた者であること。(受けていることが望ましいが、必須の条件ではないことに留意。)
年齢	発令日現在、70歳以上の者

別表1

分野	勤務箇所等	職務	基準
公衆衛生関係	都道府県	保健所長	医療職給料表(一)の適用を受け、換算後在職年数が部長級16年以上、課長級19年以上の者
	都道府県の公衆衛生関係	理事以上	市・郡レベル団体の理事以上に20年以上在職し、うち道レベル団体の理事以上に10年以上在職する者 ただし、全国レベル団体役員歴のない者については、原則として道レベル団体の(副)理事長又は(副)会長経験者のみ
生活衛生関係	都道府県の生活衛生関係団体 (生活衛生同業組合、食品衛生協会)	理事以上	同上
医事関係	都道府県立の病院	病院長	医療職給料表(一)の適用を受け、換算後在職年数が部長級16年以上、課長級19年以上の者
	次に掲げる法人等が設置主体である病院 ①市町村(国民健康保険組合を含む) ②社会福祉法人恩賜財団済生会 ③国民健康保険団体連合会 ④社会福祉法人北海道事業協会 ⑤全国社会保険協会連合会 ⑥財団法人厚生団 ⑦健康保険組合及び同連合会 ⑧共済組合及び同連合会 ⑨日本赤十字社 ⑩財団法人船員保険会	公的病院の病院長	病床数100床以上の医療機関において、病院長歴10年以上を有し、かつ、医療業務に30年以上従事している者
	次に掲げる法人等が設置主体である病院 ①公益法人 ④会社 ②医療法人 ⑤個人 ③その他の法人 (社会福祉法人、宗教法人)	私的病院の病院長	同上
	医師会、歯科医師会	理事以上	市・郡レベル団体の理事以上に15年以上在職する者、又は道レベル団体の理事以上及び市・郡レベル団体の長を合わせて10年以上在職する者(いずれか10年以上あれば該当) (市・郡レベル団体については会員20人以上)
	医療類似行為関係団体	理事以上	市・郡レベル団体の理事以上に20年以上在職し、うち道レベル団体の理事以上に10年以上在職する者 ただし、全国レベル団体役員歴のない者については、原則として道レベル団体の(副)理事長又は(副)会長経験者のみ
	開業助産師	—	業務経歴(分娩介助の実績)が40年以上あって、かつ、助産師会の役員歴を有する者
	薬事関係	薬剤師会	理事以上
その他の薬業関係団体		理事以上	市・郡段階の理事以上に20年以上在職し、うち道段階の理事以上に10年以上在職する者 ただし、全国レベル団体役員歴のない者については、原則として道レベル団体の(副)理事長又は(副)会長経験者のみ

藍綬褒章推薦基準（保健医療分野）

対象	<p>(1) 原則として民間にあって、保健衛生その他厚生労働省所管の分野の事業に関し、永年にわたり尽力し、公共の福祉を増進し、その事績が他の模範となるような優れた事績であると認められる者であつて、次の表に掲げる役職等の経歴をおおむね15年以上（一部を除く。）有する者</p> <p>(2) 厚生労働大臣表彰制度がある分野については、原則として厚生労働大臣表彰を受けている者。 （受けていることが望ましいが、必須の条件ではないことに留意。ただし、へき地医師については知事表彰又は大臣表彰を受けていることが必須の条件である。）</p> <p>(注) 1 特にへき地、離島における医療施設の長として献身している者等については、行賞を積極的に進めるものとするが、原則として公務員は含まないものであること。 2 ただし、公務員であった者が民間に移った後、受章に値する功績が認められる場合、おおむね15年以上にわたることが必要であること。 3 藍綬褒章の候補者（民生・児童委員を除く。）は、優れた事績が他の分野に比べて厳しく審査されるため、功績として、どのような背景があり、それに関してどのような取組を行い、結果としてどのような効果が上がったのかを具体的にまとめ、その効果を補足する客観的な資料（データ、数値等）を示すことができる者とする。こと。 4 原則として現職であること。ただし、諸事情により、元職の候補者の推薦をする場合は、優れた事績を上げた候補者であり、当該職を辞してから相当期間経過していない者とし、推薦理由書を提出すること。（A4版1枚程度。様式任意。） ※ 相当期間とはおおむね1年以内とする。なお、これを超える者を推薦する場合には事前に相談すること。</p>
年齢	<p>発令日現在、65歳以下の者</p> <p>ただし、66歳以上であっても、既に事業を停止して病弱である等の特別の事情があつて、将来叙勲対象となる見込みが薄い者については、この限りでない。</p>

分野	役 職 等	注 意 事 項
生活衛生	1 生活衛生関係団体の役員	<p>事業目的の公益性が高く、事業活動が活発である団体の役員として功績のある者 （事務局長等としてそれを本業としている者は原則として除く。）</p> <p>※・全国レベル団体にあつては、役員歴おおむね10年以上あり、かつそのうち次の①、②いずれかに該当する者</p> <p>① 全国の会長（理事長）歴を有する者</p> <p>② 全国の副会長（副理事長）歴おおむね3年以上有する者</p> <p>・道レベル団体にあつては、役員歴おおむね15年以上あり、かつ、そのうち次の①、②いずれかに該当する者</p> <p>① 会長（理事長）歴おおむね3年以上</p> <p>② 副会長（副理事長）歴をおおむね5年以上、かつ、そのうち会長（理事長）歴1年以上</p> <p>・その他一部の団体については、市・郡レベル団体の理事以上におおむね15年以上在職し、うち道レベル団体の理事以上におおむね3年以上在職する者</p> <p>・全国団体の専務理事又は常務理事で専従役員歴がおおむね10年以上ある者</p>
保健	1 へき地、離島等の困難な条件下にあって、疾病の予防又は治療に尽力した医師	<p>ア 現在はへき地とはいえないが、数年前まではへき地であった場合も含む。</p> <p>イ へき地とは、診療圏内に「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第2条に該当する地区を含む程度の地域をいう。</p>
	2 病院長	<p>ア 医療法第7条の2に該当する公的医療機関等の長、特殊病院（精神、結核、ハンセン病、感染症等）の長又は社会福祉法第2条第3項第9号に定める事業を行う病院若しくは診療所の長をいう。</p> <p>イ 公的医療機関等の長については、当該機関の定床が100床以上で市・郡レベル以上の公職等があつて、地域の保健衛生の推進に多大な貢献をしたことが明らかな者に限る。</p> <p>なお、院長歴のうち10年間の病床数が100床以上であること。</p> <p>※ 必要な病院長としての従事年数は3年以上（ただし、医療従事年数が15年以上ある者）</p>
療	3 保健衛生関係団体の役員	前記「生活衛生分野」の1に準ずる。
	4 保健衛生関係企業の経営者等	医療器具機械、製薬関係の企業の長で関係団体の役員歴もあり、保健衛生の向上、有効な新製品の研究開発等に抜群の功績のあつた者に限る。
	5 その他疾病の予防又は治療に尽すいた者	例えば、風土病、その他、特殊疾病の研究、予防措置等に尽すいた医師等をいう。

緑綬褒章推薦基準

対象	<p>自ら進んで社会に奉仕する活動（以下「ボランティア活動」という。）に現在も従事し、その実績が特に顕著であると認められ、次の表に掲げる基準を満たす者及び団体。（学校は対象外）</p> <p>なお、その業務に関する厚生労働大臣表彰又は知事の表彰を受けていること。（必須の条件）</p> <p>（注） 1 原則として現職であること。ただし、諸事情により、元職の候補者の推薦をする場合は、優れた実績を上げた候補者であり、当該職を辞してから相当期間経過していない者とし、推薦理由書を提出すること。（A4版1枚程度。様式任意。）</p> <p>※ 相当期間とはおおむね1年以内とする。なお、これを超える者を推薦する場合には事前に相談すること。</p>
年齢	年齢制限なし。

分野	活動内容	注意事項
下記以外の社会奉仕活動	<p>個人（褒章） 直近25年間において、ボランティア活動に年24回以上従事した年がおおむね20年以上あること、又は10年以上引き続いて年100回以上のボランティア活動に従事していること。</p> <p>（再度の褒章） 緑綬褒章を授与された者が、当分の間、その後の20年間においてボランティア活動に年24回以上従事した年が15年以上ある場合、又はその後8年以上引き続いて年100回以上のボランティア活動に従事している場合には、再度の褒章の授与を検討することができる。</p>	<p>○ 地震、暴風雨及び噴火等により相当規模の災害が発生した被災地 又その周辺の地域において、ボランティア活動に従事した者（団体含む。）に対しては、災害の大きさや被災地の状況等を踏まえ個別に検討することができる。</p> <p>○ 奉仕活動の対象、内容が自身の職業との関連が強い等、限定的（特定の人、団体等への働きかけ等）ではないこと。</p> <p>○ 主な奉仕活動がボランティアを行う個人、団体の教育・育成ではなく、実際に最前線において活動を行うものであること。また、単なる物品の提供ではないこと。</p>
	<p>団体（褒状） 20年以上引き続いて月4回以上のボランティア活動を行っていること。</p> <p>（再度の褒状） 褒状（緑系）を授与された団体が、当分の間、その後15年以上引き続いて月4回以上のボランティア活動を行っている場合には、再度の褒状の授与を検討することができる。</p>	
点訳奉仕活動	<p>個人（褒章） 10年以上にわたり点訳奉仕活動に従事し、点訳総頁数が5万頁（自立更生者にあつては3万5千頁）以上の実績を有し、点訳奉仕活動に現在も従事していること。</p> <p>（再度の褒章） 緑綬褒章を授与された者が、当分の間、その後8年以上にわたり点訳奉仕活動に従事し、点訳総頁数が4万頁（自立更生者にあつては2万8千頁）以上の実績を有している場合には、再度の褒章の授与を検討することができる。</p>	<p>○ 個人及び団体として受章した場合には、所属する団体（団体の一員である個人）については、推薦対象としないこと。</p> <p>○ 点訳奉仕活動の場合、校正のみでは不可であること。</p> <p>○ 音訳（朗読）奉仕活動の場合は、実績（成果物）が2,066時間を上回るものであること。（活動内容の基準は、点訳奉仕活動以外の社会奉仕活動と同様）</p> <p>○ 点訳及び朗読奉仕関係の場合、成果物の実績の積み上げが必要であること。</p> <p>○ 「赤十字奉仕団」としての活動は対象外であること。</p>
	<p>団体（褒状） 20年以上引き続いて点訳奉仕活動を行い、この間の点訳総頁数に対する会員一人当たりの点訳ページ数が3万5千頁以上の実績を有していること。（会員数は協議時のものとする）</p> <p>（再度の褒状） 褒状（緑系）を授与された団体が、当分の間、その後、15年以上引き続いて点訳奉仕活動を行い、その間の点訳総頁数に対する会員1人当たりの点訳頁数が2万8千頁以上の実績を有している場合には、再度の褒状の授与を検討することができる。</p>	

- （注） 1 原則として、上記の基準によるものとするが、この基準と同等の実績があると認められる場合にあっては、個別に協議を行う場合があること。
- 2 緑綬褒章の場合、社会福祉協議会の長、地方公共団体の長等の公的な第三者からの活動実績証明（要公印）が必要となるので留意すること。
- 3 推薦目安については、別紙1「緑綬褒章【代表例】」を参照すること。
- 4 主な活動が上記基準を満たしていない場合、他の分野のボランティア活動をしている場合は、その分野も併せて推薦基準を満たせば推薦することができる（点訳奉仕活動、音訳奉仕活動を除く。）。その際には主な活動が、厚生労働省分野の1つの活動で3/4以上を満たしていること（別紙2参照）。

緑綬褒章【代表例】

活動種別	○認められている活動内容	×認められていない活動内容	推薦目安
点訳奉仕活動	点訳作業 (点訳成果物総頁)	編集・校正作業	個人 10年以上にわたり点訳奉仕活動に従事し、点訳総頁数が5万頁(自立更生者にあつては3万5千頁)以上の実績を有し、点訳奉仕活動に現在も従事していること。
			団体 20年以上引き続いて点訳奉仕活動を行っており、この間の点訳総頁数に対する会員一人当たりの点訳頁数が3万5千頁以上の実績を有していること。(会員数は協議時のものとする)
朗読奉仕活動	音訳・音訳校正作業 (音訳成果物総時間)	編集作業	個人 20年以上引き続いて朗読奉仕活動を行っており、録音成果物の合計時間が2066時間以上有り、朗読奉仕活動に現在も従事していること。 ※校正奉仕者の推薦については要照会
			団体 20年以上引き続いて朗読奉仕活動を行っており、この間の録音成果物の合計時間が会員一人当たり2066時間以上の実績を有していること。(会員数は協議時のものとする)
手話奉仕活動	意見交換会等での手話通訳、聴覚障害者の社会参加促進を目的とした交流会の企画・運営、無料・自由参加形式の手話普及活動等	ボランティア育成のための手話教室の講師、聴覚障害者を交えないサークル活動等	個人 各ボランティア活動に現在も従事し、直近25年間にわたりボランティア活動に年24回以上従事した年がおおむね20年以上あること、又は10年以上引き続いて年100回以上のボランティア活動に従事していること。
			団体 各ボランティア活動を現在も行っており、20年以上引き続いて月4回以上のボランティア活動を行っていること。
社会福祉施設等奉仕活動	各種社会福祉施設での入所者介助、洗濯物たたみ、散髪、清掃、除雪、民芸指導等	各種有償ボランティア(料金徴収をしていても、極めて低廉な額であり、材料費等にあてられ収益になっていなければ可、必要経費であっても人件費にあてられていれは不可)	個人 各ボランティア活動に現在も従事し、直近25年間にわたりボランティア活動に年24回以上従事した年がおおむね20年以上あること、又は10年以上引き続いて年100回以上のボランティア活動に従事していること。
			団体 各ボランティア活動を現在も行っており、20年以上引き続いて月4回以上のボランティア活動を行っていること。
在宅福祉等奉仕活動	独居高齢者等への家事援助、外出支援、友愛訪問、洗濯物たたみ、散髪、清掃、除雪、食事サービス等	各種有償ボランティア(料金徴収をしていても、極めて低廉な額であり、材料費等にあてられ収益になっていなければ可、必要経費であっても人件費にあてられていれは不可)	個人 各ボランティア活動に現在も従事し、直近25年間にわたりボランティア活動に年24回以上従事した年がおおむね20年以上あること、又は10年以上引き続いて年100回以上のボランティア活動に従事していること。
			団体 各ボランティア活動を現在も行っており、20年以上引き続いて月4回以上のボランティア活動を行っていること。
その他	演奏奉仕、読み聞かせ、地域パトロール、ふれあいサロン、地域交流支援(高齢者・障害者との交流)等 ※児童健全育成に関する活動については要照会	切手収集による寄付行為、チャリティーコンサート開催による寄付行為、各種募金活動による寄付行為、宗教活動の一環としての奉仕活動	個人 各ボランティア活動に現在も従事し、直近25年間にわたりボランティア活動に年24回以上従事した年がおおむね20年以上あること、又は10年以上引き続いて年100回以上のボランティア活動に従事していること。
			団体 各ボランティア活動を現在も行っており、20年以上引き続いて月4回以上のボランティア活動を行っていること。

緑綬褒章活動頻度緩和条件の例について

(認められる例：団体)

活動年数がすべての活動で要件を満たしており、1つの主な活動で月要件の3/4以上超え、かつ、全体の月要件を満たしていること。

例1

手話奉仕活動	月3回	20年以上
社会福祉施設等奉仕活動	月1回	20年以上

例2

手話奉仕活動	月3回	20年以上
社会福祉施設等奉仕活動	2月1回	20年以上
在宅福祉等奉仕活動	2月1回	20年以上

(認められない例：団体)

例1

手話奉仕活動	月2回	20年以上
社会福祉施設等奉仕活動	月1回	20年以上
在宅福祉等奉仕活動	月1回	20年以上

※ 全体で月4回を満たしているが、1つの主な活動で月要件の3/4以上を超えていないため。

例2

手話奉仕活動	月3回	20年以上
社会福祉施設等奉仕活動	2月1回	20年以上

※ 1つの主な活動で月要件の3/4以上を超えているが、全体で月4回を満たしていないため。

例3

手話奉仕活動	月3回	20年以上
社会福祉施設等奉仕活動	2月1回	20年以上
在宅福祉等奉仕活動	2月1回	10年

※ 1つの主な活動で月要件の3/4以上を超えており、全体で月4回を満たしているが、年数要件を満たしていない活動があるため。

(注) 点訳奉仕活動、音訳奉仕活動については別要件(页数、録音時間)があるため、他の活動との掛け合わせはできないことに留意すること。

個人についても、考え方は同様とする。

活動内容については、褒章として認められるボランティア活動とする。